

公益社団法人日本技術士会 CPD 行事 報告書

開始日時	2020 年 9 月 4 日 (土)	13 時 30 分
終了日時	2020 年 9 月 4 日 (土)	17 時 00 分
名 称	第 101 回 CPD 防災講演会	
主 催 者	公益社団法人日本技術士会 千葉県支部	
開 催 場 所	千葉県弁護士会館 3 階講堂	
行 事 内 容	1. 主催者挨拶 2. 講演 「コロナ禍を未来に活かせ！～防災八策～」 講師：秋田義一 氏（技術士 情報工学部門、国土館大学工学部 講師） 3. 講演 「避難所 TKB と災害救助法徹底活用～『災害復興法学』のすすめ～」 講師：岡本正 氏（弁護士 博士(法学) 岩手大学地域防災研究センター客員教授）	
参加人数	18 名（技術士会有料参加）、弁護士会は会場 6 名＋オンライン 21 名	

1. 主催者挨拶



2. 講演 「コロナ禍を未来に活かせ！～防災八策～」

■地震、水害など、最近の傾向を見ると、日本の災害の数は増加傾向。どこにいても災害に会う可能性を認識すべし。

■「教訓を生かせ」と防災専門家は言うが、過去の災害の教訓が生かされなかった事例は枚挙にいとまがない。「教訓は生きない」ことを認識すべし。日頃の備えや訓練によって、人間が抱きがちな心理的バイアスを克服することが必要。

■行政の防災にビジョンがないことが問題。「災害時の四権分立」「避難所概念の転換」を含む「防災八策」を提案する。



3. 講演 「避難所 TKB と災害救助法徹底活用～『災害復興法学』のすすめ～」

■災害救助法は災害時の救助メニューを定めた法律であるが、発議者であるべき地方自治体の認識・準備不足から十分に活用されていないのが現状。災害救助法の発令は、金融、公共／保険料金等の支援開始のトリガーとなっている実態もあり、災害救助法の積極的活用は土業を営む支援者も働きかけていくべきものである。

■避難所 TKB とは、トイレ・キッチン・ベッドに代表される避難所の環境のこと。避難所 TKB が避難者のエコノミー症候群ひいては災害関連死の原因となることが明らかになった昨今においても、これが十分改善されたとは言いがたい。法制度は特別規定によって避難所環境改善を支援しており、活用する自治体の認識と準備を進展させることが肝要である。

